

フランス財務報告制度の展開(6・完)

OSHITA, Yuji / 大下, 勇二

(出版者 / Publisher)

法政大学経営学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

経営志林 / The Hosei journal of business

(巻 / Volume)

35

(号 / Number)

1

(開始ページ / Start Page)

19

(終了ページ / End Page)

34

(発行年 / Year)

1998-04-30

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00003452>

〔 論 文 〕

フランス財務報告制度の展開（6・完）

大 下 勇 二

目 次	V. むすび	(以上本号)
I. はじめに		
II. 1807年商法典-1867年会社法の期間		
1. 1807年商法典の会社会計規制		
2. 会社財務報告の実践		
III. 1867年会社法-1935・37年デクレの期間	IV. 1935・37年デクレ-1966年商事会社法の期間	
1. 1867年会社法の会社会計規制 (以上第33巻第3号)	1. 1935・37年デクレによる会社法改正	
2. 違法配当訴訟と利益計算ルールの形成 (以上第33巻第4号)	1935年8月8日および同年10月30日の2つのデクレ・ロワ、ならびに1937年8月31日デクレ・ロワによって行われた会社法一部改正は、会社幹部の不正行為に対する「株主・投資者保護」の強化を目的に、1867年7月24日法律（1867年会社法）の情報開示制度を拡充するものである。	
3. 会社財務報告の実践	1935年10月30日デクレ・ロワの前文には、この改革がフラン防衛の重要な条件である「貯蓄の安全性確保」のために必要な緊急措置であったことが示されている。 ⁽¹⁾ 1930年代前半のフランスは、世界的な経済恐慌の影響を受け、企業の収益および株式発行高の低下、企業倒産件数の激増、株式相場の暴落などが生じ、これに架空利益による不正配当などの会社幹部の不正行為が加わって ⁽²⁾ 、「投資家の市場離れ」が生じた時期であった。 ⁽³⁾	
(1) 1876年度のフェニックス社年次報告書の分析	政府は、株主・投資者の保護を強化する目的から、1867年会社法の一部を改正して、①作成書類の拡大、②計算書類作成の公正化、③公表書類および公表時期の拡大、④監査の強化、⑤理事および監査役などの会社幹部に対する罰則の強化、の5項目に及ぶ改革を実施した。	
(2) 1875年度-1910年度のフェニックス社監査役報告書の分析	以下、改正の内容を見ていきたい。	
(3) 1907年度のサン・ゴバン社年次報告書の分析 (以上第34巻第2号)		
(4) 1939年度のサン・ゴバン社年次報告書の分析 (以上第34巻第3号)		
(5) 1953年度のサン・ゴバン社年次報告書の分析		
(6) 1907年度-1960年度のサン・ゴバン社の年次報告と資金調達状況		
4. 1907年財政法の財務報告規制		
(1) 1907年財政法の発行開示制度		
(2) 発行開示制度創設の背景		
(3) 1907年発行開示規制の意義と問題点 (以上第34巻第4号)		
IV. 1935・37年デクレ-1966年商事会社法の期間		
1. 1935・37年デクレによる会社法改正		
2. 1957年ブラン・コンタブル・ジェネラルによる会計標準化		
3. 1959年オールドナンスおよび1965年デクレの財務報告規制		
4. 1966年商事会社法の財務報告規制		

(1) 会計幹部の株主報告義務

① 理事会による計算書類の作成義務と株主総会提出義務

1867年会社法の新第34条によれば、作成義務のある書類として財産目録、貸借対照表および損益計算書が明記され、これに事業経過に関する報告書が加えられた。

株主総会において、従来の計算書類だけの説明では株主に事業活動を十分に説明できなかったことから、新たに理事会による事業経過に関する報告書の作成義務が課せられ、作成書類が拡大された。

② 計算書類の作成・表示方法に関する継続性の原則

重要な点は、新第35条によって、貸借対照表および損益計算書の作成と表示の「継続性の原則」が規定に盛り込まれ、計算書類の作成・表示に関する会計規則が規定された点である。

同条第1項によれば、「株主総会に提出される貸借対照表および損益計算書は、各年度につき前年度と同一の形式に従って作成されなければならない。また、項目の評価方法は、監査報告書に示す理由を知らされた後に、株主総会が数値の表示方法および評価方法にもたらされる変更の各々を承認しなければ、これを変えることができない」。

当該規定は、同一の評価方法と表示形式の継続的適用を要請するものであり、また、方法を変更する場合、株主総会の承認を必要とする。1935年10月30日デクレの前文には、監査役による監査の実施を容易にすること、および株主に対する事業経過の報告をわかりやすいものとするために、貸借対照表および損益計算書の作成と表示の規制を実施する旨が明示されている。

③ 株主総会前の開示

第35条第2項によれば、総会前15日間の本社における書類の閲覧制度に変化はないが、閲覧可能な書類に損益計算書とすべての株主総会提出書類が加えられ、閲覧書類が拡大された。

旧第35条の監査役報告書の謄写権の規定は削除されたが、新35条規定の「すべての総会提出書類」

に当該書類が含まれているものと解釈される。しかし、新・旧第34条によって、総会の遅くとも40日前までに財産目録、貸借対照表および損益計算書を監査役に提出する義務を課す一方、新・旧第35条には総会の15日前からの監査役報告書の閲覧を認めており、實際上、25日間でのこれら書類の監査と報告書の作成が可能であるのか疑問である。この問題点は、1935年および1937年の改正によっても解決されなかった。

④ 年度中の開示

年度中の情報開示制度については、従来の総会出席簿のみの閲覧権に加えて、新第35条第3項の規定によって、本人・代理人による過去3年間のすべての総会提出書類および総会議事録の閲覧権と謄写権が認められ、公表書類と公表時期が大幅に拡大された。

当該新制度が実施されるまでは、旧第35条の規定に見られたように、公表時期が総会前15日間のみと極めて短く、公表書類も限定されていた。そのため、1935年の改正前は、裁判所が株主の要求に基づき法律が認めるものより大きな情報伝達の権利を与えたことが指摘されている。⁽⁴⁾ 企業の公表する情報は、量および時期の点で極めて不十分であったのである。

1935年および1937年の改正は、総会提出書類の年度中の閲覧権を認め、公表書類を過去3年間に拡大し、閲覧条件も代理人を認め謄写権を加えるなど、利用者の便宜を図ったものとなっている。1935年10月30日デクレの前文には、実践上、新規制に対して実質的な有効性を付与するために、現行法により年次株主総会前の短い期間に限定された株主情報伝達権を拡大することが重要であると明記されている。

(2) 監査役の監査

① 監査役の独立性の確保

監査役の監査については、規定を増やしこれを強化した。まず、新第32条第1項で監査役の任期を3年と明示し、新第33条第2項では監査役として選任できない者を限定列挙した。また、任期終了後5年間の取締役就任の禁止（新第33条第8項）、

さらに、公募会社における監査役選任の条件（同条第3項、第5項-第7項）、一定の場合の裁判所による監査役の選任・交替の命令（同条第4項、第5項）など、監査役の「独立性」を確保するための措置が講じられていた。

新第33条第3項によれば、「公募を行った株式組織の会社においては、少なくとも監査役の1人が本社を管轄する控訴院の所在地にある委員会の作成する名簿から選任されなければならない」と規定され、公募を行った株式会社または株式合資会社においては、控訴院の委員会の作成する名簿登録者から少なくとも1人の監査役を選任することが義務づけられた。

② 監査役の任務の明確化

1) 監査

監査役の任務については、新第32条第1項により次のように規定された。すなわち、

「監査役は、帳簿、金庫、保有有価証券および会社財産を検証し、財産目録および貸借対照表の正規性および真実性、並びに理事会報告書における当該会社の計算書類に関して提供された情報の正確性を監査する任務を有する」。

当該規定は、1867年会社法の第10条第1項の規定（株式合資会社に関する規定）に類似し、これを株式会社の規定として導入したものと見られる。監査役は、帳簿、金庫、保有有価証券およびその他の会社財産の検証、財産目録および貸借対照表の「正規性」と「真実性」の検証、理事会報告書における計算書類に関する情報の「正確性」の検証をその実施すべき任務として明示された。ここに、計算書類の「正規性」、「真実性」および「正確性」を検証する監査役の任務が株式会社関連規定として明文化された。

また、新第32条第2項によれば、従来、総会前3ヵ月に限定されていた監査の実施期間が、必要と認められる場合あらゆる時期に実施できることとなった。

2) 株主総会における監査報告

株主総会における監査役の報告については、新第34条第3項の規定により、監査役報告書の作成

および報告義務が明記され、報告にあたっては「不正規性」および「不正確性」の有無を明らかにする義務が課せられた。すなわち、

「監査役は、委任された職務を遂行したことを総会に報告し、かつ発見した不正規性および不正確性を指摘すべき報告書を作成する」。

当該規定は、1867年会社法の第10条第2項の規定（株式合資会社に関する規定）に類似し、これを株式会社の規定として導入したものと見られる。これにより、1867年会社法第32条の「会社の状況」の報告規定は削除された。従来から、「会社の状況」の報告が「経営の評価」を含むか否か不明瞭であったが、監査役の報告は、会計監査に限定されることが明確にされたのである。⁽⁵⁾

また、会社幹部と会社との間の不正取引を防止する目的から、監査役には第40条の規定（総会の承認なしに会社の事業から利益を直接・間接に得ることを禁止）に関して、会社幹部に利益の存在しないことを報告する（特別報告）任務が新たに付与された（新第34条第3項）。

(3) 1935・37年デクレによる会社法改正の会計上の意義

以上のとおり、1935年および1937年の会社法の一部改正は、会社幹部の不正に対する「株主・投資者保護」の強化を目的として、開示情報を質・量両面から拡充したものであった。

重要な改正点は、理事会報告書の規制、計算書類の作成・表示に関する会計規則の制定、監査役の独立性強化および監査役の任務の明確化であった。特に、計算書類の作成と表示に関する「継続性の原則」、および監査役任務における計算書類の「正確性と真実性」の検証の明文化は、会計上、重要な意味を有している。

すでに指摘したとおり、1935年の改正前においては、開示情報の「正確性」あるいは「真実性」は会社法においても裁判においても一定の範囲でしか確保されなかった。すなわち、会社法は、「悪意」または「虚偽の財産目録に基づく配当の実施」の条件を具備する場合にのみ計算書類の「正確性」および「真実性」を問題としてきた。

また、裁判所は、配当が資本金と積立金を害し

ない限り、計算書類の虚偽性または不正確性を問題としてこなかった。

しかし、1935年および1937年の会社法の改正は、計算書類の「正確性」および「真実性」が無条件に追求されるべきことを義務づけたのである。しかも、貸借対照表と損益計算書の作成および表示において、同一の方法の継続適用が義務づけられ、この措置によって会計方法の変更による経理操作の排除が期待された。

1935年の改正前、架空利益による不正配当の問題、財産目録の不完全性または不正確性および監査役報告書の不備が指摘されていた。⁽⁶⁾ 例えば、多くの企業の財産目録は完全なものでなく、原材料や店舗商品だけを記載した商品財産目録が多く見受けられたり、その他の資産および負債が貸借対照表上要約形式で表示されたケースも見られた。

また、監査役報告書を作成していない企業が多く見られ、作成された報告書も非常に簡単な内容であったことが指摘されている。財産目録の欠陥と併せて考えれば、実際に監査が行われたか否か不明の状況であった。

政府は、これら状況を改善して株主・投資者の信頼を回復することを目的に、1935年および1937年の会社法改正において、無条件に計算書類の正確性と真実性が追及されるべきことを明文化し、監査役の独立性の強化および監査役の任務の明確化によって会計監査の有効性を高める措置をとったのである。

以上の規制を実効あるものにするために、「罰則規定の強化」が図られている。新第35条第5項によれば、計算書類の作成方法における「継続性の原則」の違反、総会前開示および年度中の開示不履行の会社幹部には、1千フラン以上1万フラン以下の罰金が科せられる。

また、新第34条第5項によれば、虚偽の情報を故意に提供しもしくは追認した監査役、または知っていた違法の事実を検事に示さなかった監査役は、1年ないし5年の禁固および1千フラン以上2万フラン以下の罰金、またはこのいずれかが科せられた。「故意」、「知っている」など「悪意」であることを条件とした責任であるとはいえ、監査役には場合により禁固刑が科せられるのである。

2. 1957年プラン・コンタブル・ジェネラルによる会計標準化

大蔵省の諮問機関である国家会計審議会 (Conseil National de la Comptabilité ; CNC) 作成の1957年プラン・コンタブル・ジェネラル (Plan Comptable Général ; PCG) については、すでに多くの研究が行われている。本稿では、財務報告制度における1957年プラン・コンタブルの意義を指摘することにとどめたい。

すでに検討したとおり、1867年会社法会計規制においては、債権者保護を目的とした違法配当規制や利益積立金規制などの簡単な会計規制によって、資本の違法な社外流出の防止を図ってきた。

また、違法配当に関する訴訟では、裁判所は、資本金と利益積立金の維持・保全の観点から、配当の違法性を判断してきた。

従って、前述の会社会計規制の目的の下で、決算書の正確性や真実性は、「一定期間の活動成果の真実かつ正確な測定」の観点からではなく、債権者の利益を害しない「資本の維持・保全」の観点から考えられてきたと見られるのである。

このような法的規制および司法的コントロールによる簡単な会計規制の下で、企業は、自己金融の手段として「保守的経理」を実践してきたといえる。

1957年プラン・コンタブル・ジェネラルは、会社法会計規制において従来から不十分であった「企業活動の成果測定」を課題とし、一定期間の活動成果の真実かつ正確な測定の観点から、会計処理に用いるべき勘定の枠組および評価基準を定めたものであった。これによって、企業を取り巻く種々の利害関係者への比較可能な会計情報の提供および国民経済の運営に資するマクロ・データの基礎の提供が期待されていたのである。

このように、1957年プラン・コンタブルは社会的・経済的な特徴を有する一方、会社財務報告制度の観点からは、従来から不十分であった「企業活動の成果測定」を真正面から取り組んだものであった。この点に、1957年プラン・コンタブル・ジェネラルの意義があると見られる。

3. 1959年オールドナンスおよび1965年デクレの財務報告規制

(1) 1959年オールドナンスの定期的開示制度創設前の状況

ビグルー (P. Vigreux) 氏によれば、1959年オールドナンスによる定期的開示制度創設前は、1867年会社法規定の株主総会時の情報開示制度に基づく情報が企業公表情報の中心であった。⁽⁷⁾ 一般公衆による企業情報の入手経路として次のものが考えられた。

まず、セーヌ検察庁の経済・財務事件担当部 (Section des affaires économiques et financière) での閲覧である。当該機関は、1912年に、虚偽の記載などによる詐欺的取引の取締を目的として検察庁内に設置されたものである。

当該機関は、会社設立時の不正、不正発行、出資の水増し、虚偽の貸借対照表、擬制配当に関する訴訟の検討・告発、より一般的には1867年7月24日法律違反、財務的取引時の背任に関する訴訟の検討・告発を行なったが、これ以外にも、上場会社の株主総会議事録、その他の各種報告書、各年度の貸借対照表、理事会構成員に関する書類が集められ公開されていた。⁽⁸⁾

次に、仲買人組合 (Chambre syndicale des Agents de Change) が毎年作成・公表した上場証券年鑑があった。当該年鑑は、各証券の相場、売買高、証券発行会社の目的、事業の過去の実績など、上場証券に関する情報を内容としていた。⁽⁹⁾

公式市場への上場承認の決定は仲買人組合の権限に属し、上場申請には、全国仲買人協会 (Compagnie nationale des agents de change) と仲買人組合の審査を受けなければならなかった。⁽¹⁰⁾ また、上場会社は、通常・臨時株主総会の報告書、会社運営上の変更に関する情報および理事会または株主総会の証券に係る決定を仲買人組合に報告することを約束させられた。⁽¹¹⁾ このように、仲買人組合は証券市場の運営に関して重要な任務を有していたのである。

以上の機関の利用による情報の他に、La Vie Française などの財務専門誌からの情報があった。これらの情報は、1867年会社法の規定に従って、

年に1回会社が株主総会時に公表する情報がその主要な源泉になっていた。企業のなかには、年次株主総会時以外の時期に、その活動経過に関する情報を自主的に公表した会社もあった。

ビグルーによれば、「ある自動車メーカーは月次の出荷台数を公表している。ある鉱山会社はその株主に採掘トン数を定期的に知らせている。また、ある会社は協定締結に関する情報、大量受注の情報、新技術の開発、新設備の完成・稼働に関する情報を財務報道機関に知らせている」。⁽¹²⁾

しかし、自発的な情報開示は一部の企業に限られていた。このような不十分な情報開示制度が公正な証券取引と株価の形成にマイナスの影響を及ぼしたことは容易に推察できる。四半期または半期ごとの企業情報の公表が望まれたのである。

以上の状況のもとで、半期および年次の情報開示制度を創設した1959年オールドナンスとこれに四半期開示を加えた1965年デクレの開示制度は、官報の購入によってだれでも簡単に企業財務情報の入手を可能にするという意味において画期的なものであった。

(2) 1959年オールドナンスおよび1965年デクレの意義

「証券市場に関する1959年2月4日オールドナンス第59-247号」は、1867年会社法の情報開示制度に加えて、官報の1つの「法定公告公報 (Bulletin des Annonces Légales Obligatoires, BALO)」を伝達媒体とする年次および半期の開示制度を新たに創設するものである。BALOによる開示制度は一定規模以上の上場会社だけに適用される。

当該制度により、現在株主でない者も官報販売所において法定公告公報を購入すれば、定期的に企業の財務情報を入手できる。現在の株主だけでなく広く一般公衆を対象とした開示制度であるという意味で、1959年オールドナンスの財務報告規制は、フランス財務報告制度において極めて重要な意義を有する。

さらに、「株主および一般公衆の情報に関する1965年11月29日デクレ第65-999号」は、1959年オールドナンス創設の年次および半期の開示制度を一部改正するとともに、四半期売上高情報の開示

制度を創設した。これによって、法定公告公報（BALO）誌上において、年次、半期および四半期の財務情報の定期的開示制度が確立した。

また、1965年11月29日デクレは、1867年会社法に規定のなかった計算書類の作成基準を明示した。すなわち税務申告に関する1965年税法デクレに準拠して開示書類としての計算書類を作成する義務を規定したのである。

1965年11月29日デクレの規定は、1966年における会社法の全面改正に際して、新商會社法の適用に係る1967年3月23日デクレにほぼそのまま收容され、すべての商會社に対する開示制度とは別に、会社法規定の上場会社に固有の開示制度として展開された。

4. 1966年商會社法の財務報告規制

1966年の会社法改正は、近代化・国際化という時代の要請に依りて、商會社に関する1966年7月24日法律とその適用に係る1967年3月23日デクレにより、1867年会社法を全面改正するものであった。

旧1867年会社法に基づく情報開示制度の基本的枠組は、1935年および1937年に緊急的・部分的改正を行ったとはいえ変わっておらず、制定以来百年近くが経過していた。また、EECの進展に伴うフランス経済の国際化とこれに対応する企業の競争力強化の要請により、情報開示制度の面でも改革が必要とされた。

1966年商會社法の開示規制は、多くの法規定の新設により法定の開示情報を飛躍的に増大させる一方、会計監査役による監査の強化を目指したものであった。

以下、改正の内容を見ていきたい。

(1) 会社幹部の報告義務

① 理事会による計算書類の作成義務と株主総会提出義務

1966年商會社法第340条および1967年デクレ第243条によれば、作成義務のある書類は、事業経過報告書（理事会報告書）、財産目録、一般経営計算書、損益計算書および貸借対照表となった。

財産目録以下の計算書類の会計監査役への提出期限が総会の「40日前」から「45日前まで」と改正され、提出期限が早められた。また、事業経過の報告書については会計監査役への提出義務が明記され、その提出期限も総会の「20日前まで」に明示された。

総会提出書類は、1966年商會社法第157条により、財産目録を除く前掲書類の提出義務（事業経過報告書は読み上げ義務）が明確に規定された。

さらに、同法律第342条以下では減価償却および引当金などの計算に関する規定が設けられ、従来存在しなかった利益計算に関する若干の規定が創設された。

1) 事業経過報告書（理事会報告書）の法定事項

1967年デクレ第148条は、事業経過報告書の内容に関する規定を新たに設けた。これによれば、事業経過の報告書は、次の項目を内容としなければならない。すなわち、

- ・ 経過年度の当該会社の活動
- ・ その子会社の活動
- ・ これら活動の成果
- ・ 実現した進歩
- ・ または遭遇した問題
- ・ 並びに将来の見通し

以上の6項目である。当該規定によって、企業グループの親会社はその会社単独の活動と成果のみならず、子会社の活動および成果についても報告する義務が明確にされた。さらに、「遭遇した問題」および「将来の見通し」に関する情報の提供義務が規定された。

1867年旧会社法において見られた「個別企業単位中心の報告」、「経過年度の活動とその結果の報告による過去情報中心の報告」なる特徴は、「企業集団情報の重視」および「将来の業績予測に資する情報の重視」なる点を加えて大きく変化したと見られるのである。

2) 最近5年度の成果一覧表

1967年デクレ第148条によって、事業経過に関する理事会報告書に、最近5年度の成果を記載した一覧表（以下「最近5年度の成果一覧表」と呼ぶ）を添付する義務が課せられた。これによれば、当

該一覧表は、過去5年間の「期末の財政状態」、
「当期経営成果」、「1株当たりの経営成果」および「従業員」に関する情報を内容としている。

「期末の財政状態」において、会社資本金、発行株式数および転換社債数の推移が表示される。

「当期経営成果」においては、税抜き売上高、税引前かつ減価償却費・引当金繰入前の利益、所得税額、税引後かつ減価償却費・引当金繰入後の利益、配当額の推移が表示される。

「1株当たりの経営成果」においては、税引前かつ減価償却費・引当金繰入前の利益、税引後かつ減価償却費・引当金繰入後の利益および配当額の1株当たりの金額の推移が表示される。

「従業員」の項目では、従業員数、賃金・給料総額、社会保障および社会的事業などの社会的利益として支払われた金額の推移が表示される。

当該一覧表によって、理事会の事業経過報告に概観性をもたせ、また、過去5年間の重要な財務データの推移を表示することによって、将来の傾向を判断する手助けとなるものと見られる。その情報の内容は、収益力情報を中心とした「株主・投資者に対する投資情報」が中核となっており、これに「従業員関連情報」が加えられている。

3) 事業経過報告書における記載事項の法定の背景

従来より事業経過に関する理事会報告書の不十分性が指摘されていた。1935・37年改正の1867年旧会社法第34条では、当該報告書の作成義務は規定されたが、その記載内容は明確にされていなかった。実践では、大部分の報告書の内容が不十分で、わずか数行で終わる簡単な報告書も見られたのである。

ビグラーの指摘に見られるとおり、1966年商社会社法による全面改正前において、株主総会時期の開示情報は非常に不十分なものであった。同氏によれば、

「余りにも多くの会社の年次報告書が、経過年度における種々の部門の活動経過の特徴的な側面のみを一般的な形で跡付け、貸借対照表に生じた変動を大まかに解説している。損益計算書は、経営費用の内容を詳細に説明することなく簡単なものとなっている」。(13)

Shell Française社や *Produits chimiques et engrais d'Auby* 社などの一部の企業は、法定開示に加えて自主的な情報開示（例えば1952年10月27日）を行ったが、全体的な傾向としては非常に消極的で最低限の規定遵守で終わっていた。

ビグラーは、次のような実在の会社をこの例として取り上げている。その会社は経営を完全な形で行っており、しかも事業は非常に有望なものであった。しかし、幹部は情報開示に関して極めて秘密主義的であった。当該会社の1950年の純利益はほぼ4,600万フランに達し、前年比で150%の増加であった。株主は、1951年の株主総会の年次報告の中で、理事会がこの注目すべき発展を詳細に説明するものと期待した。しかし、そのような説明は一切行われず、株主は失望させられたのである。

当該年次報告書には、貸借対照表と利益処分の情報を除けば、利益増加に関する次の数行の説明が行われたのみである。すなわち、

「当期利益の新たなかつ著しい増加を達成しました。それは、我々の各部門で取り扱われる事業量の進展によるものであります」。(14)

この文章に貸借対照表と利益処分案が続いていた。それがすべてであった。ビグラーは、また、「もし株主総会が実際に最高権限を有するならば、会社利益の著しい増加を非常に簡単な説明で済まされることに満足するであろうか」(15)と述べ、株主に対する消極的な情報開示が株主総会の形骸化に原因していたことを指摘している。

以上のような財務報告の実践が、理事会報告書における記載項目の法定の背景として存在したと見られるのである。

② 株主総会前の開示

株主総会前の開示に関して、1966年商社会社法は多くの新规定を加え、開示制度を大幅に拡大した。1966年法律第162条によれば、株主が会社の状況や事業活動に関する情報を知らされた上で総会の決議に参加できるよう、総会前の株主への情報開示の重要性が規定上明確に表明された。

1966年商社会社法の定める総会前の情報提供は次の3つの形態で行われる。従来からの「会社施設での書類の閲覧制度」、新設の「委任状送付に

伴う直接送付制度」および「株主の要求に基づく直接送付制度」がこれである。新開示制度により、開示情報量が飛躍的に増大した。

伝統的に無記名株式が一般的なフランスにおいては、会社施設での閲覧制度が開示制度の中心に据えられるが、氏名・住所の明らかな株主のために、当該閲覧制度を補完する開示制度として直接送付制度が必要であった。

1) 会社施設での書類の閲覧制度

1867年旧会社法以来実施されてきた会社施設での総会前閲覧制度は、1967年デクレ第139条と第140条の規定により受け継がれた。閲覧可能書類は、1966年商事会社法第168条および1967年デクレ第135条によって具体的に列挙された。

1967年デクレ第139条によれば、通常株主総会の招集から開催日に先立って少なくとも15日間、すべての株主は、本社または管理本部で、商事会社法第168条と本デクレ第135条列挙の書類・情報を調べる権利を有する。

1966年商事会社法第168条に定める書類：

1966年商事会社法第168条によれば、すべての株主は、デクレに定める条件と期限で、以下の情報を得る権利を有する。

1. 財産目録、一般経営計算書、損益計算書、貸借対照表および理事会の名簿または取締役会および監査役会構成員の名簿。
2. 株主総会に提出される理事会または取締役会および監査役会、並びに会計監査役の報告書。
3. 株主から議案が提出されたときは、その議決案の条項と提案理由書、並びに理事会または監査役会構成員の候補者に関する参考資料
4. 従業員実数が200人を越えているときは10人、200人以下のときは5人の最高額の給与を受ける職員の報酬につき、会計監査役により正確であると証明されたその総額

1967年デクレ第135条に定める書類：

また、1967年デクレ第135条によれば、会社は、第138条および第139条に定める条件に従い、1つまたは複数の書類に含まれる以下の情報を株主に送付またはその閲覧に供しなければならない。

1. 理事、取締役会および監査役会構成員の氏名、住所並びにこれらの者が他の会社の業務執行、管理または監督の職務を行っている場合にはその会社の表示。
2. 理事会または取締役会の提出する議決案条項。
3. 株主が議案を提出するときは、当該議決案条項と提案理由書。
4. 総会に提出される理事会報告書または取締役会報告書、並びに必要なときは監査役会の意見書。
5. 議事日程に理事会または取締役会の構成員の任命を含むときは、a) 候補者の氏名および年齢、最近5年間の職歴および職務活動、とくに他の会社において従事したまたは従事していた職務、b) 候補者が当該会社で担当する役職および候補者の有する当該会社の記名式または無記名式の株式の数。
6. 商事会社法第157条に定める通常株主総会に関するときは、一般経営計算書、損益計算書、貸借対照表および必要あるときには監査役会の意見書、同法第103条第3項および第145条第3項に定める会計監査役の特別報告書、および本デクレ附属の様式に従い作成され、かつ最近5年度の成果、会社設立後の年数が5年に満たない場合には、設立後の各年度の成果を明らかにした一覧表。

以上の1966年商事会社法第168条および1967年デクレ第135条に定める書類には一部重複が見られるが、財産目録、一般経営計算書、損益計算書および貸借対照表の計算書類、理事会または取締役会・監査役会構成員の名簿と他社の役員を兼務しているときにはその情報、理事会報告書または取締役会報告書・監査役会報告書、および会計監査役報告書、議決案の条項と提案理由書、理事会または取締役会・監査役会の構成員の任命が議題に上っている場合の候補者に関する情報、最大役員報酬額、最近5年度の成果一覧表が挙げられている。これにより、法定開示情報が著しく拡大された。

また、会社施設の閲覧制度においては、財産目録を除いて、閲覧権には謄写権が認められ、従来

の本人による閲覧の外に代理人による閲覧も認められた。さらに、同法律第172条によれば、閲覧拒否の場合、従来の罰金制度に代えて裁判所の命令に基づいて閲覧権を行使することができる一方、これを無視して実施した総会の決議は無効となる。また、1967年デクレ第144条によれば、閲覧にあたって一定の専門家の補佐を受けることが可能となった。

2) 委任状送付に伴う直接送付制度

委任状送付に伴う直接送付制度は新設の制度である。1967年デクレ第133条は、株主に委任状を送付する場合、それに総会の議事日程、議決案の条項、会社の活動状況の要約的な報告書（最近5年度財務成果一覧表添付）、同デクレ第135条規定の情報の送付請求用紙を添える義務を設けた。この送付請求用紙によって、希望する株主は第135条規定の情報（一部第133条規定の情報と重複）を受けすることができる。

1967年3月23日デクレ第133条によれば、会社によりまたは会社が特に指名した受任者により、株主に送付される委任状には次の書類を添付する義務がある。

1. 株主総会の議事日程。
2. 理事会または取締役会および第128条ないし131条に定める条件に従い株主により提出される議決案条項。
3. 当期の会社の状況に関する要約的報告書、並びに本デクレ附属の様式に従い作成され、かつ最近5年度の成果、会社設立後の年数が5年に満たない場合には、設立後の成果を明らかにした一覧表。
4. 第138条第3項の規定にもとづき、記名株主に対して後日の総会のときに報知請求をすることができることを知らせるため、第135条に定める書類および情報の送付を請求するための用紙。

以上である。

3) 株主の要求に基づく直接送付制度

当該制度も新設の制度である。1967年デクレ第138条によれば、記名株主は、総会召集状発送日から総会開催日の5日前までの期間、第133条およ

び第135条に定める書類および参考資料を、指定した場所に送付することを会社に請求することができる。

以上の新設の情報開示制度によって、会社が株主に委任状の用紙を送付するとき、それに総会の議事日程、理事会または株主が提出する議決案の条項、会社の状況に関する要約的報告書を内容とする書類の同封が義務づけられた。当該要約的報告書には、最近5年度の成果一覧表および書類の送付申請のための用紙を添付しなければならない。株主はこの申請用紙に基づいて、会社幹部に関する情報、総会に提出される理事会報告書、一般経営計算書、損益計算書、貸借対照表および会計監査役報告書の送付を請求することができたのである。

また、会社が委任状を送付しないときでも、書類の送付を請求した株主に対して、上記書類の全部を送付または利用に供しなければならない。

以上のように、1966年商事会社法は株主総会前の情報開示に関する新規定を追加し、情報の側面から「株主保護」の強化を図っていた。

③ 株主総会後の開示

株主総会後の開示に関しては、1966年商事会社法は2形態の開示制度を設けた。すなわち、1) 商事裁判所書記課における閲覧制度、と2) 法定公告公報(BALO)による上場会社の公示制度がこれである。

1) 商事裁判所書記課における閲覧制度

1967年デクレ第293条によれば、すべての株式会社組織の会社は、商業登記簿に添付されるために、当期の貸借対照表、一般経営計算書および損益計算書を、株主総会によるその承認の翌月内に、商事裁判所書記課に寄託しなければならない。これら計算書類の承認が否決されたときは、同一期間内に決議の写しが提出される。

商事裁判所書記課において、申請者は上記書類を閲覧することができるのである。

2) 法定公告公報(BALO)による上場会社の公示制度

1967年デクレ第294条によれば、当該制度は一

定規模以上の上場会社の情報開示制度であり、無記名株式が一般的なフランスにおいて、主要な情報開示手段として極めて重要な役割を担っている。前節で明らかにしたとおり、この開示制度は、株主総会後の年次、半期および四半期の情報開示からなっている。

1967年デクレの当該開示規定は、1959年2月4日オールドナンスによる創設から1965年11月29日デクレによる部分的改正を経て、1966年における会社法の全面改正に際して若干の手直しを施して1967年デクレに収容したものである。

④ 年度中の開示

年度中の開示は、基本的に従来の制度をそのまま受け継いだ。

(2) 会計監査

① 会計監査の強化

会計監査に関する規定は大幅に追加され、監査の一層の強化が図られた。従来、複数の「監査役」の中で会計監査を担当する者を「会計監査役 (commissaire aux comptes)」と呼んでいたが、この名称を正式に会社法の規定に盛り込んだ。

会計監査役を選任は1935・37年の改正によるシステムを受け継いでいるが、会計監査役職能、組織、方法などは大きく変化した。会計監査役の任期は3年から6年に延長され(1966年商社会社法第224条)、公募会社、および非公募会社でもその資本金が5百万フランを超える株式組織の会社は2名以上の会計監査役の任命が義務づけられた(同法律第223条および1967年デクレ第186条)。

会計監査役は自然人だけでなく法人(民事会社)によることも可能となり、専門会計士・認許会計士協会の名簿に登録されている会社は、その形態のいかんをとわず、会計監査役の職務を行うことができる⁽¹⁶⁾(同法律第218条)。

さらに、会計監査役の「独立性」を確保するために、会計監査役として選任できない者の範囲が拡大され、この点に関してより一層厳格な条件が示されたのである(同法律第220条)。

新たに追加された重要な規定には次の規定がある。

- ・株主による会計監査役の忌避権行使の条件(1966年法律第225条および1967デクレ第188条)
- ・株主による会計監査役以外の専門家の裁判所に対する任命請求権(同法律第226条および同デクレ第195条)
- ・総会による会計監査役の解任権(同法律第227条)
- ・会計監査役の情報収集権(同法第229条)
- ・理事会における会計監査役の報告義務と報告事項(同法律第230条)
- ・株主総会への会計監査役の招集義務(同法律第231条)
- ・会計監査役の報酬(同法律第232条)
- ・検察官への犯罪事実の告発義務と職業上の保守義務(同法律第233条)

以上である。これら規定は、より有効な会計監査の実施を目的としたものである。

② 計算書類の正規性および真実性の「証明」の義務

従来からの計算書類の「正規性」および「真実性」の検証に関する規定は1966年法律第228条に受け継がれたが、1966年商社会社法においては、「正規性」および「真実性」を「証明(certification)」することが義務づけられた。

1935・37年の改正によって、計算書類の「正規性」、「真実性」あるいは「正確性」が無条件に追求されなければならないことはすでに述べた。「正規性」および「真実性」を検証する義務を会計監査役に課した点は画期的であると考えられるが、しかし、条文はこれらを「監査する (contrôler) 任務を有する」(1867年旧会社法第32条)と規定していたに過ぎない。また、監査報告書においては、「発見した不正規性および不正確性を指摘すべき報告書を作成する」(1867年旧会社法第34条)と規定され、計算書類の正規性および真実性の「証明」には言及していなかった。

1966年商社会社法第228条は、会計監査役の職務として、計算書類の正規性および真実性の「証明」の義務を明確に規定したのである。この点に、1966年商社会社法の会計監査に関する規制の革新性があると考えられる。

さらに、会計監査の実施内容に関する規定はよ

り具体的なものとなった。例えば、1966年商事会社法第229条によれば、監査実施における帳簿・書類の調査、専門家の補佐、親会社・子会社への調査などが規定された。旧会社法第32条第2項の規定と較べると、実施内容が明確化された。

(3) 1966年商事会社法の意義と開示制度の問題点

① 1966年商事会社法の意義

以上、1966年商事会社法の情報開示制度を考察した。

1966年商事会社法による情報開示規制は、1867年旧会社法（1935年および1937年に一部改正）の制度に比べて、開示情報量を一段と拡大したのが明らかである。また、新たな情報開示手段を設けて情報伝達経路の多様化をはかっている。

フランスの企業情報開示制度は、法令による開示情報の量的拡充を続けてきた結果、1966年商事会社法の開示制度において、法的に要求される開示情報量としては極めて高い水準に達していたことが指摘されている。⁽¹⁷⁾

会計監査の面においては、1935・37年の改正によってもなお不十分であった会計監査役の「独立性」をさらに強化する措置が講じられた。また、計算書類の「正規性」、「真实性」および「正確性」の検証に関して、1966年商事会社法第228条は、会計監査役の職務として、計算書類の正規性および真实性の「証明」の義務を明確に規定した。これらの点で、1966年商事会社法は1935・37年の改革を一步進めたものといえる。

② 1966年商事会社法の開示制度の問題点

しかし、開示制度の創設と当該制度が有効に機能するかは別問題である。新制度は1968年10月1日より施行された。まず、株主への委任状の送付は資本の分布状況に大きく依存し、株式の大部分が一部の株主により所有されている会社の場合、その送付数は僅かであった。例えば、石油、自動車関係の大企業において、800-3,000通を数えたに過ぎなかった。これに対して、株式が広く一般に分布している会社の場合には、送付数は多く、企業によっては20万通に達した。⁽¹⁸⁾

委任状に係るコストは、書類の印刷・送付費用、委任権に関する印紙税などにより構成された。例えば、資本が一般に広く分布し、法定の定足数を満たすために多くの委任状を集める必要のある会社にとって、この印紙税は30万-50万フランという無視できない金額となった。このため、一般に、委任状送付に対する会社の姿勢は消極的であり、会社によっては一部の株主にその送付を限定する企業のあったことが指摘された。

株主送付の委任状の回収率は多様であった。一般に、委任状の回収率は30-60%であった。ある金融機関では、当該機関を通じて183,000通の委任状が発送され、102,000通を回収した。回収率は55%であった。

また、株主は、1967年3月23日デクレ第135条に定める書類に僅かな興味しか示さなかった。一般に、当該書類の請求数が会社の回収した委任状数の15%以下であって、平均すると6-8%にすぎなかったのである。従って、委任状を送付して会社側に委任した株主の大部分は、総会前に法の定める手段を用いて情報を入手しなかった。

このように、1966年商事会社法の新開示制度は、株主の無関心、企業側の消極的姿勢などにより、当初十分に活用されなかったのである。

株主総会に提出された年次報告書については、大部分の理事会報告書は一般論に終始し、会計監査役報告書にはしばしば理事会の提供すべき情報が含まれ、どの部分が監査役の見解が判らない報告書が多く見られた。⁽¹⁹⁾ 企業の年次報告書はいぜんとして不十分なものが多く見られた。1970年にヨーロッパ財務アナリスト連盟が実施したヨーロッパ6ヶ国の大企業の年次報告書の調査では、フランス企業の水準はイギリス、西ドイツの次でスイスと同一順位であった。イギリス、西ドイツの年次報告書の水準が高いと評価されたのに対して、フランス企業のそれは大部分「平均点」をとったにすぎなかった。

1966年商事会社法とその1967年適用デクレにより、フランスの企業情報開示制度の水準は、法定要求情報量において極めて高い水準にあった。しかし、フランス企業の情報開示に対する姿勢は消極的で、企業は最低限の開示義務を履行するものの、それ以上のことは何もしない傾向が見られた。

当該傾向は、上記の「平均点」という調査結果によく表れている。

制度の改革により新しい開示制度を設けて法定公表量を拡大しても、情報開示に対する企業の消極的姿勢または無理解、株主の無関心などにより、利害関係者に対して有効な情報が開示されてこなかったのである。この点に、フランスにおける企業情報開示制度の本質的な問題が存したと見られるのである。

V. む す び

以上、本稿では、1807年商法典から1966年商事会社法までの会社財務報告制度の展開を検討してきた。

第Ⅱ章は、1807年商法典－1867年会社法の期間の会社会計規制と財務報告の実践を考察した。まず、第1節で、1807年商法典の会社会計規制を検討した。1807年商法典には、商人の商業帳簿と破産に関する規定以外に、会社会計を規制する規定はなかった。大量の資本を用いた事業が少なく、大量の資本調達に適した株式会社の設立には国の許可が必要とされたからである。

しかし、鉄道・道路建設の発展、鉱山開発・製鉄所の機械化の進展は、1830－1840年代に1807年商法典の立法者の予想しなかった株式合資会社の設立ブームを生み出した。1807年商法典の不十分な会社規制は数々の不正事件を惹起したが、産業資本の需要増大に応えるためには株式会社の正常な発展が望まれた。そのためには、株式会社の設立を自由化するとともに、会社幹部の不正から株主・債権者を保護することを目的とした会社規制の強化と会社会計規制が必要であった。

次に、第2節において、1807年商法典の規制の下における会社財務報告の実践を検討した。ここで取り上げたのは、1837年度のサン・ゴバン社の年次報告書と1852年度－1878年度のブランジー石炭鉱山会社の年次報告書である。1807年商法典の会社規制は不十分なものであったが、実践では、株主に対する事業報告（両社の事例）や監査報告（ブランジー社の事例）が行われていた。

1837年度のサン・ゴバン年次報告書は手書きのものであった。理事会による株主報告では、財産

法による純利益の算定とその処分提案が行われた。純利益の一部積立も実施されていた。しかし、事業経過の詳細な報告はなかった。

1852年度－1878年度のブランジー石炭鉱山会社の年次報告書は印刷されたものであった。1950年代前半は同社が活発に増資を実施した時期であった。業務執行幹部による株主報告書は一時期を除きほぼ毎年項目が変化したが、内容に実質的な変化は見られなかった。すなわち、約10頁にわたり、「採掘とそれに要した費用」、「販売とそれから得られた収益」および「販売と生産の全体的状況」の点からの活動報告と純利益の報告が行われ、その処分案が提案された。ブランジー社の幹部報告書では、今後の活動計画の説明がなされ（1877年度と1878年度）、また、採掘・販売活動の報告はその損益を中心に実施された点で1837年度サン・ゴバン社の年次報告書と相違していた。

監査役による報告書は、業務執行役員の提示する損益勘定と貸借対照表に関して、その帳簿との一致性を検証するものであった。計算書類の記載はなかった。

次に、第Ⅲ章では、1867年会社法－1935・37年デクレの期間の財務報告規制とその実践を考察した。まず、第1節では、株式合資会社に関する1856年法、有限責任会社に関する1863年法、会社に関する1867年法（旧会社法）の一連の会社規制を検討した。これら規制の特徴は、会社設立の準則主義化にともなう株主報告規制、監査役制度および違法配当規制による株主・債権者保護の強化にある。

しかし、監査役制度においては、監査役の資格要件および株主総会報告の焦点などに問題が見られた。また、違法配当規制は「悪意による配当の実施」と「財産の保全」を前提とした規制であったため、善意による場合または配当を実施しないもしくは実施しても資本金と法定積立金を書しない決算書の不正には十分な抑止効果を持たなかった。

違法配当訴訟における計算ルールの議論は、「活動成果の真実・正確な測定」という観点からではなく、債権者保護のための「会社財産の保全」の観点から展開され、資本（資本金と法定積立金の合計）が配当の形で分配されるのを防止すること

に重点がおかれたのである。この点を、第2節で、1961年－1862年のミレ事件、1864年のルクール社事件、1870年－1872年のコンパニー・イモビリエール社事件で示された裁判所の判断などの分析から明らかにした。

従って、虚偽の財産目録に基づく配当を違法とする規制は、債権者保護の観点からは重要な意味を有したが、株主に活動成果を測定・報告するという点からは有効な手段たりえなかったと見られるのである。

第3節は、1867年会社法の規制の下における会社財務報告の実践を検討した。まず、1875年度－1910年度のフェニックス生命保険会社の年次報告書を取り上げた。1867年会社法は、株主報告、監査報告、違法配当などの会社規制を実施したが、なお不十分な点が多く見られた。1867年会社法には事業報告に関する規定はなかったが、フェニックス社は、理事会報告書において、経過年度の損益を中心に保険活動、保険料収入、当期処分可能利益とその処分に関する報告を行っていた。

監査役報告書に関しては、1867年会社法の株式会社に関する規定は監査役が報告すべき点を明確にしなかった。しかし、同社では業務監査と会計監査が実施され、監査報告の焦点は「帳簿記入と活動の正規性」、「貸借対照表と帳簿の一致性」、「証拠書類に基づく費用の承認」の3点に収斂していった。

また、フェニックス社は、計算書類として損益計算に関する書類を重視していたことが明らかとなった。損益計算書は当期の保険料収入と経費からなる損益計算の部分に当期末処分利益計算の部分を結合したものであり、損益計算書で算定された当期末処分利益は貸借対照表の貸方項目の「損益」に一致していた。

次に、1867年会社法の規制の下における1907年度のサン・ゴバン社の年次報告書を取り上げた。1867年会社法の規定にもかかわらず、サン・ゴバン社が株主総会に貸借対照表などを提示して詳細な報告を行なったのは1907年度からであった。それまでは、10人の株主代表だけに詳細な報告を行い、株主総会では要約的な報告書だけが提出されていた。

1907年度の年次報告書は、「理事会報告書」、

「監査役報告書」、「議案」および「計算書類」の4つの部分から構成されていた。理事会報告書は、貸借対照表の項目を中心に報告が行われ、減価償却、資産の評価、諸積立金・引当金などに見られる同社の慎重な経理慣行に対して株主の理解を求める内容となっていた。そして、この慎重な経理処理に基づいて算定された当期処分可能利益の処分案が提案されていた。事業自体に関する報告は、最後に部分的に報告されたにすぎなかった。

監査報告書は、「監査意見の表明」、「貸借対照表の項目の検証」、「流動性の検証」および「当期処分可能利益の確認と利益処分の承認の提案」の4つの部分から構成されていた。「監査意見の表明」では、帳簿記入の秩序性と明瞭性、決算書の正確性とその期末の会社状況の再現性について意見表明が行われた。

「貸借対照表の検証」では、理事会が報告した貸借対照表について、各項目ごとにその金額が検証された。特に、固定資産、有価証券、債権、各種積立金・引当金に関して慎重な経理が行われた事実が指摘された。しかし、当該経理に基づく処理の妥当性については、危険・労働災害積立金を除いて監査役としての明確な評価が報告されていなかった。

さらに、流動性の検証が行われ、非常に慎重に計算した流動資産と流動負債を比較して、前者が後者を上回っている点が強調された。最後に、「当期処分可能利益の確認と利益処分の承認の提案」で、利益処分が当社の事業の要求に十分応えたものである点を報告して、貸借対照表と利益処分案の承認を株主に勧めた報告書になっていた。

計算書類は、貸借対照表と損益計算書から構成されていた。しかし、損益計算書は、フェニックス社と異なり、貸方は当期末処分利益の計算、借方は利益処分の計算を表しており、本来の損益計算の部分は見られなかった。フェニックス社の損益計算書は、損益計算の部分と当期末処分利益の計算が結合した計算書であった。

さらに、1939年度の年次報告書は、「理事会報告書」、「会計監査役報告書」、「特別報告書」、「議案」および「計算書類」の5つの部分から構成されていた。1939年度の理事会報告書は、1907年度の報告書に比べて、事業経過の報告が非常に詳細

に行われていた。すなわち、事業を「ガラス」と「化学製品」に大きく分け、各々について国別の活動状況を報告していた。国内の事業活動に関しては、製品別・工場別活動状況が報告され、事業経過の報告は詳細になった。

事業活動の説明に続いて、活動結果としての成果とその処分案が報告された。経理に関する報告は、重要な項目について経理処理の説明がなされ、これら処理を経て算定された当期の純利益、処分可能利益およびその処分案の報告が行われた。重要な経理処理に対する株主の承認を求める点では1907年度報告書と同様であるが、1907年度報告書に見られた貸借対照表の項目ごとの説明はなくなっている。

1939年度の会計監査役報告書は、「流動性の検証」の部分がなくなったが、損益計算書項目とオフ・バランスの債務保証の報告が加えられ、会計監査において、従来の貸借対照表項目だけでなく、損益計算書項目およびオフ・バランス項目も重視されるようになった。

また、重要な経理処理に関する会計監査役としての見解は、1907年度報告書よりも若干踏み込んだものとなっていた。利益処分に関する報告書においては、会計監査役としての利益処分案を承認する旨を表明するにとどめ、その承認の株主への提案は行っていない。

1939年度の会計監査役特別報告書は、1935年8月8日アクレ・ロワの規定に従い、1867年7月24日会社法第40条を適用して作成されたものである。その内容は、同社または関係会社の事業における会社幹部の個人的利害の有無に関するものである。

1939年度の年次報告書に掲載された計算書類は、貸借対照表、損益計算書および利益処分表であった。損益計算書は、前年度のものから本来の損益計算を表示するものになった。損益計算書上の純利益は期間損益を表すものとなっているが、営業活動の結果生ずる「工業経営利益」の算出過程は明らかにされておらず、1939年度の損益計算書にもなお問題点が残されていた。利益処分計算の部分では別個の計算書を用意し、これを利益処分表として掲載している。貸借対照表の構造には変化が見られない。

さらに、1953年度のサン・ゴバン社の年次報告書を取り上げた。サン・ゴバン社の年次報告書は、同年度から大きく変化し、それまでの事務書類の体裁から会社紹介のパンフレットの体裁に変わった。すなわち、カラー印刷、上質の紙、工場・製品などの写真、グラフ・図表の多用などである。また、内容の面では、設備投資計画、資金調達、従業員などに関する情報が提供され、数年度の主要財務数値を収容した一覧表が作成された。年次報告書の読者に情報を積極的かつわかりやすく伝えるという姿勢が明確になった。

1907年度—1960年度のサン・ゴバン社の年次報告書を分析すれば、1953年度以後の年次報告書は、単なる株主報告としてではなく、より戦略的な考えで作成されていたと見られるのである。伝統的に、サン・ゴバン社の資金調達源泉は自己金融を中心としていた。「法定積立金」、「鉱山積立金」、「火災積立金」、「用心積立金」あるいは「退職・労働災害積立金」などの名目で設定された諸積立金が資金源泉として極めて重要な役割を果たしていた。このような自己金融で資金需要を充足できた時期の株主総会報告は、同社の伝統的な「保守的経理」に係る説明が中心となっていた。

しかし、自己金融だけで高まる資金需要を充足できなくなると、同社は不足部分を外部資金に依存するようになる。1920—1930年代に株式・社債発行が行われたが、1930年代の年次報告書はその事業活動の報告を著しく改善した。さらに、1950年代にはいると、活発な増資を実施している。その結果、事業の資金源泉は自己金融、増資、社債、長期借入金などに多様化した。

1953年度以後のサン・ゴバン社の年次報告書は、法律による規制を待つことなく、同社の資本戦略の中で、従来の「現在株主に対する報告」だけでなく、「将来の株主」たる投資者、債権者などの種々の利害関係者に対する会社情報の主要伝達媒体としての役割を果たしてきたのである。これらの点を明らかにしたのが第3節であった。

第4節では、1907年財政法の財務報告規制を考察した。当該規制は、1867年会社法による不十分な証券発行規制のもとで、証券・金融事件が多発し、「経済活動の自由」が尊重されながらも証券発行時における開示規制の機運が高まり、1907年

財政法によって証券の発行および上場の際に、証券発行者などに対して事前の情報開示の義務とその罰則が規定されたものであった。

しかし、官報を公表媒体とした1907年財政法の発行開示規制は、その開示内容の不十分な点と取締りの不在の点で問題点を有していた。経済活動の自由性に配慮しながら、「貯蓄者の保護」の視点を取り入れた規制であり、証券の発行、上場などに際し、法制度として初めて事前の情報開示を義務づけた点に当該開示制度の意義があった。

1867年会社法と1907年財政法により、株主総会時の報告を中心とした情報開示と証券発行・上場時の情報開示が法制度として規制されたが、開示情報の正確性・真実性の確保については、1867年会社法の規制や裁判過程を通じた司法的コントロールには限界があった。1867年会社法は、計算、監査などの規定に不備が見られる一方、違法配当訴訟における裁判所の判断は、「資本の維持・保全」の点を重視したからである。さらに、「経済活動の自由」の思想が根強い社会・経済風土の中で、開示情報の取締機関の設置構想も退けられてきた。

第IV章は1935・37年デクレー-1966年新商會社法の期間の財務報告規制を考察した。まず、開示情報の正確性・真実性の確保を一步進めた1935年および1937年の会社法一部改正を取り上げた。当該改正は、経済恐慌の経験を踏まえ、会社幹部の不正に対する「株主・投資者保護」の強化を目的として、開示情報を質・量の両面から拡充したものであった。特に、質的な側面では、計算書類の「正確性」および「真実性」が無条件に追求されるべきことが明示され、また、計算書類の作成における会計方法の継続適用を求める「継続性の原則」が法規定に盛り込まれた。さらに、監査役の独立性の強化および任務の明確化によって会計監査の有効性を高める措置がとられたのである。

しかし、1867年会社法の株主総会時を中心とする情報開示制度は、1935年および1937年の一部改正によって質・量の両面から拡充されたが、依然として開示情報の量は不十分なものであった。他方、1958年にEECが発足しその進展によりフランスは国際競争の時代に入った。フランス企業の競争力強化を図る必要から、企業の長期資金調達の間としての証券市場の発展の必要性が認識され

た。企業開示情報の改善は証券市場の発展にとって不可欠の条件であったのである。

1959年のオールドナンス、1965年デクレおよび1966年新商會社法の一連の規制により、「法定公告公報（BALO）」を開示媒体とする上場会社の定期的開示制度が創設・拡充された背景には、このような産業政策的な視点が存したと見られるのである。

1959年オールドナンスは、上場会社に対して、官報の「法定公告公報（BALO）」上において、年次・半期会計情報の開示を義務づけるものであった。当該開示規定は、1965年デクレによりさらに四半期売上高情報の開示義務を加え、1966年新商會社法にほぼそのまま収容された。

また、1965年デクレは、貸借対照表の作成方法を税務申告に関する1965年デクレに準拠すべきことを明示し、計算書類の作成基準について準拠すべき基準を初めて明らかにした。税務申告に関する1965年デクレは、「活動の成果測定」を課題とする1957年プラン・コンタブルの規定を取り入れていた。これによって、従来、「資本の維持・保全」を主目的とする会社会計規制の下で不十分であった「活動成果の真実・正確な測定」の観点が計算書類の作成に反映されることになった。

しかし、国家会計審議会（CNC）の会計標準化作業の成果である1957年プラン・コンタブルが1965年デクレの規定を通して法定公告公報（BALO）における会計情報の作成基準として一般化したのが、税務法令が国の租税・財政政策により改変される点を考慮すれば、計算書類の作成基準としての税務規定に依存する上場会社の開示情報は問題点を有していた。

1966年新商會社法は、1867年旧会社法の制度に比べて、株主・投資者保護の観点から情報開示量を一段と拡大し、新たな情報開示手段を設けて情報伝達経路の多様化をはかった。

会計監査の面においては、1935年および1937年の改正によってもなお不十分であった会計監査役の「独立性」をさらに強化する措置が講じられた。また、計算書類の「正規性」、「真実性」および「正確性」の検証に関して、会計監査役の職務として、計算書類の正規性および真実性の「証明」義務を明確に規定した。これらの点で、1966年新

商事会社法は、会計情報の質的改善の観点から、1935年および1937年の改革を一歩すすめたものであった。

以上の法令による開示情報の拡充を続けてきた結果、フランスの企業情報開示制度は、法的に要求される開示情報量としては極めて高い水準に達したのである。しかし、法定開示量を拡大しても、情報開示に対する企業の消極姿勢または無関心、株主の無関心などにより、利害関係者に対する「有効な開示情報」の点に問題が見られた。この点にフランスにおける情報開示制度の本質的な問題が存していた。1967年における証券取引委員会(COB)の設立には、このような背景が存していた。すなわち、証券取引委員会の政策は、株主・投資者の情報ニーズを重視して、上場会社の開示情報の質的改善を目的としたものであったのである。

[完]

[注記]

- (1) 1935年10月30日付の共和国大統領への報告書参照。
- (2) Beudonnat, E., *La Notion de dividende fictif*, 1925, には, Deslinière 社事件(同書11頁), Banque Industrielle de Chine 事件(同書17頁), Cargos français 事件(同書24頁)など、数々の不正配当事件が生じた。また, Caron, F., *Histoire économique de la France, XIX-XX Siècles*, 1981. 原輝史監訳【フランス現代経済史】1983年, 64-65頁を参照。
- (3) 原輝史監訳, 前掲書, 287頁参照。
- (4) Heurteux, C., *L'Information des actionnaires et des épargnants-étude comparative*, 1961, p. 291.
- (5) A, Mikol もこの点を指摘している(Mikol, A., *The History of Financial Reporting in France*, Walton, P., *European Financial Reporting A History*, 1995, p.106.)
- (6) Lanquest, P., *Des Droits de l'actionnaire dans les sociétés anonymes*, Thèse (Université de Paris), 1908, pp.93-94 参照。
- (7) Vigreux, P., *Les Droits des actionnaires dans les sociétés anonymes*, R, Pichon et R. Durand-Auzias, 1953, p. 45.
- (8) Desmaisons, A., *Le Contrôle de marché financier de Paris par les pouvoirs publics*, Thèse (Université de Paris), 1927, pp.90-92.
- (9) *Ibid.*, p. 85.
- (10) *Ibid.*, pp.85-86.
- (11) Heurteux, C., *op. cit.*, p. 392.
- (12) Vigreux, P., *op. cit.*, p. 46.
- (13) *Ibid.*, p. 43.
- (14) *Ibid.*, p. 44.
- (15) *Ibid.*
- (16) 例えば, 1962年1月1日現在, 会計監査を担当する監査役の出身職業は次のようになっていた。すなわち, 総数3,089人のうち, 専門会計士(ex-perts comptables)が1,809人(58.5%), 認許会計士(comptables agréés)が234人(7.5%), 経理従業員が149人(4.8%), 法律・税務コンサルタントが77人(2.5%), 公企業の元幹部が77人(2.5%), その他が743人(24.2%)であった。(OECCA, *Le Commissaires aux comptes dans les sociétés françaises aspects juridiques et techniques de l'exercice du mandat*, 1963, pp.238-239.)
- (17) Commissions des Opération de Bourse (COB), *Rapport au president de la république Année 1968*, 1969, p.12.
- (18) 証券取引委員会(COB)が抜取り調査により実施状況を調査している(COB, *Rapport annuel 1969*, p.63.)
- (19) *Ibid.*, p. 64.